

社会福祉法人ゆきわり会奨学金貸与制度について

項目	内容
目的	本法人の職員として勤務することを希望する者に対し、奨学金を貸与することを目的とする。
利息	無利息。
対象者	介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士及び幼稚園教諭二種免許の資格取得可能な大学、短期大学及び専門学校等に入学が決定した者又は在学中の者で、在学中に資格取得をし、卒業後直ちに本法人の資格関連事業所の常勤職員として勤務することを希望する者。
提出書類	以下に掲げる全ての書類を提出すること。 (1) 貸与申請書(第1号様式) (2) 在学中に資格取得し、学校等を卒業後直ちに本法人の資格関連事業所の常勤職員として勤務する意思を記載した書面(就職意思表明書) (3) 入学見込証明書又は在学証明書 (4) 学業成績表 (5) 健康診断書 (6) 入学金、授業料等の金額が確認できる書類
貸与額	入学金を含む授業料等の学費分として月額10万円以内(最大240万円)。
貸与方法	契約月から学校等を卒業する日の属する月までの間(貸与を受ける月数は2年以内の期間に限る。)毎月貸与する。ただし、入学金及び授業料等の納付時期にあつては、あらかじめ、入学金及び授業料等に相当する額の貸与を受けることが出来る。
連帯保証人	必要。
契約の解除等	1. 以下のいずれかに該当するときは、契約を解除することが出来る。 (1) 退学したとき (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき (3) 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき (4) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき (5) 死亡したとき (6) その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき 2. 奨学金は奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月までの分については貸与しない。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学金があるときは、その奨学金は、

契約の解除等	<p>当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。</p> <p>3. 理事長は、奨学生が正当な理由がなく報告義務とする学業成績表の提出をしなかったときは、奨学金の貸与を一時保留することが出来る。</p>
返還	<p>1. 以下のいずれかに該当するときは、事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与金を原則として一括返還するものとする。但し、被貸与者側からの申し出により理事長がそれを認める場合に限り、分割返還を認めるものとする。</p> <p>(1) 契約を解除されたとき</p> <p>(2) 死亡したとき</p> <p>(3) 学校等を卒業した年度に資格を取得できず本法人に勤務し、勤務後3年以内に資格を取得できなかったとき</p> <p>(4) 学校等を卒業後直ちに本法人に勤務しなかったとき</p> <p>2. 「返還1」の場合を除き、被貸与者が資格を取得した上で本法人に勤務してから退職するまでの勤務期間（疾病、災害、産前産後休暇、育児・介護休暇その他の事情により勤務できなかった期間を除く。以下同じ。）又は、被貸与者が本法人に勤務後3年以内に資格を取得した日の属する月の翌月から退職するまでの勤務期間が「返還債務の当然免除2」に定める貸与を受けた奨学金に応じた勤務期間に達しないときは、被貸与者は免除された後の奨学金を「返還1」に記載された期日までに返還しなければならない。</p>
返還債務の履行猶予	<p>1. 奨学金の返還債務は、被貸与者が資格を取得できずに学校等を卒業後直ちに本法人に勤務した場合は、引き続き資格取得及び本法人への勤務の意思がある者のみを対象として、本法人に勤務後3年間に限りその履行を猶予する。これらの意思が無い者あるいは本人の意思とは関係なく不可能と認められる場合は、返還しなければならない。</p> <p>2. 「返還債務の履行猶予1」の場合を除き、災害、疾病その他やむを得ない事由があると認めるときは、その事由が継続する期間に限り、奨学金の返還債務の履行を猶予することが出来る。</p>
返還債務の当然免除	<p>1. 以下のいずれかに該当するときは、奨学金の全部を免除する。</p> <p>(1) 被貸与者が資格を取得した上で学校等を卒業後直ちに本法人に勤務した場合において、その勤務期間が貸与を受けた奨学金に応じた勤務期間に達したとき</p>

<p>返還債務の 当然免除</p>	<p>(2) 被貸与者が「返還債務の履行猶予 1」により、返還債務の履行を猶予され、本法人に勤務後 3 年以内に資格を取得した場合において、資格を取得した日の属する月の翌月からの勤務期間が貸与を受けた奨学金に応じた勤務期間に達したとき</p> <p>2. 「返還債務の当然免除 1」に記載された貸与を受けた奨学金に応じた勤務期間とは、貸与額を月々 2 万 5 千円返済するものとして計算して得た月数とする。計算して得た月数に一月に満たない端数が生じたときは、端数を切り上げるものとする。</p> <p>3. 「返還債務の当然免除 1」の場合を除き、被貸与者が資格を取得した上で本法人に勤務してから退職するまでの勤務期間、又は被貸与者が本法人に勤務後 3 年以内に資格を取得した日の属する月の翌月から退職するまでの勤務期間が、貸与を受けた奨学金に応じた勤務期間に達しないときは、本法人において勤務した月数に月々 2 万 5 千円を乗じて得た額に相当する額の奨学金の返還債務を免除する。勤務した期間に一月に満たない端数が生じたときは、端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>返還債務の 裁量免除</p>	<p>1. 「返還債務の当然免除」の場合を除き、以下に掲げる事由が生じたときは、奨学金の返還債務の全部又は一部を免除することが出来る。</p> <p>(1) 被貸与者が本法人に勤務している期間中の業務に起因して死亡し、又は当該業務に起因する心身の故障のため業務を継続することが出来なくなったとき</p> <p>(2) 奨学金の返還をすべき者が心身の故障その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが特に困難であると認められるとき</p>
<p>延滞利息</p>	<p>1. 被貸与者は、「返還 1」に定める返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。</p> <p>2. 「延滞利息 1」による延滞利息の額が 100 円未満であるとき、又はその額が 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。</p>
<p>報告義務</p>	<p>1. 奨学生は、毎年 4 月末日までに前学年度末における学業成績表を理事長へ提出しなければならない。</p> <p>2. 奨学生は、休学、停学、留年及び復学する際には、速やかにその旨を理事長へ報告しなければならない。</p>